

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○銀行法施行規則等の一部を改正する 内閣府令 (内閣府四四)	一
〔府 令〕	
○労働金庫法施行規則の一部を改正する 命令 (内閣府・厚生労働六)	八
〔省 令〕	
○建築士法施行規則の一部を改正する 省令 (国土交通六一)	一〇
〔告 示〕	
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件 (厚生労働三八四)	二
○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件 (農林水産一一〇三)	二〇
〔人事異動〕	
財務省	二六

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

公示催告、破産、免責、再生関係

特殊法人等

阪神高速道路株式会社都市計画事業、地方公務員災害補償基金平成十九年度決算、日本弁護士連合会裁決関係

地方公共団体

違法駐車車両保管、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

府 令

○内閣府令第四十四号

銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)、信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号) 及び協同組合による金融事業に関する法律 (昭和二十四年法律第八十三号) の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十年七月十一日

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令
(銀行法施行規則の一部改正)

内閣総理大臣 福田 康夫

第一条 銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号) の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

別紙様式第一号第二中「その他負債」を「その他の負債」に改める。

形 固 定 資 産
 地 物
 一 又 資 産
 設 仮 動 定 資 産
 の 他 の 有 形 固 定 資 産
 形 固 定 資 産
 フ ト ウ エ ア
 ン
 一 ス 資 産

に改め、同様式第2の2、記載上の注意4、中「米弘法人
 院等」を「リクス債権及びリクス投資資産」、「米弘法人院等」及び「リクス債務」は「独立科目とし
 て」を「科目を設けて」に改め、同記載上の注意に次のように加える。
 5. 「リクス資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リクス資産」
 及び「建設仮動定」を除く)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リクス資
 産」を除く)に含めることができる。

附 則
 1 この命令は、公布の日から施行する。
 2 この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式は、平成二十年四月一日以後に開始する事
 業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の
 例による。

省 令

○国土交通省令第六十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第一号及び第四号、第二十二條の二並びに第二
 十四條第二項の規定に基づき、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年七月十一日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法施行規則の一部を改正する省令
 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第二章の三 建築設備士(第十七條の十八―第十七條の三十五)」を「第二章の四 定期講
 習(第十七條の三十六・第十七條の三十七)」に改める。
 第十條を次のように改める。
 第十條 法第十四條第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるもの
 とする。

- 一 建築物の設計(法第二十一條に規定する設計をいう。第二十條の五第一項第一号において同じ)に
 関する実務
- 二 建築物の工事監理に関する実務
- 三 建築工事の指導監督に関する実務
- 四 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務
- イ 建築一式工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)別表第一に掲げる建築一式工事をいう。)
- ロ 大工工事(建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。)

<p>ハ 建築設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三号に規定する建築設備を いう。)の設置工事</p> <p>五 建築基準法第十八條の三第一項に規定する確認審査等に関する実務</p> <p>六 前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務</p> <p>2 第一項各号に掲げる実務の経験には、単なる写真工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、 会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。</p> <p>3 第一項各号に掲げる実務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。</p> <p>第十三條第二項中「(昭和二十五年法律第二百一十号)を削る。」 第二章の三の次に次の一章を加える。 第二章の四 定期講習 (定期講習の受講期間) 第十七條の三十六 法第二十二條の二の国土交通省令で定める期間は、法第二十二條の二各号に掲げ る建築士が同条各号に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日 から起算して三年とする。</p> <p>第十七條の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の 規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。</p>					
<p>一 一級建築士定 期講習</p>	<p>イ 一級建築士試験に合格した日の属する年度 の翌年度の開始の日から起算して三年以内に 建築士事務所(一級建築士事務所)に所属し たり、一級建築士定期講習を受けたことがな い者</p>	<p>ロ 一級建築士試験に合格した日の属する年度 の翌年度の開始の日から起算して三年を超え た日以降に建築士事務所(一級建築士 事務所)に所属したり、一級建築士定期講習 を受けたことがない者</p>	<p>ハ 一級建築士であつて、建築士事務所(一級 建築士事務所)に所属する年度の翌年度の 開始の日から起算して三年を超えた日以 降に建築士事務所(一級建築士事務所)に 所属した者</p>	<p>遅滞なく</p>	<p>当該建築士試験に合格 した日の属する年度の翌 年度の開始の日から起算 して三年以内</p>
<p>二 構造設計一級 建築士定期講習</p>	<p>法第十條の二第一項の構造設計一級建築士証 の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築 士定期講習を受けたことがない者</p>	<p>法第十條の二第一項の構造設計一級建築士証 の交付を受けたことがない者</p>	<p>ハ 一級建築士であつて、建築士事務所(一級 建築士事務所)に所属する年度の翌年度の 開始の日から起算して三年を超えた日以 降に建築士事務所(一級建築士事務所)に 所属した者</p>	<p>遅滞なく</p>	<p>法第十條の二第一項第 一に規定する講習を修了 した日の属する年度の翌 年度の開始の日から起算 して三年以内</p>
<p>三 設備設計一級 建築士定期講習</p>	<p>法第十條の二第二項の設備設計一級建築士証 の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築 士定期講習を受けたことがない者</p>	<p>法第十條の二第二項の設備設計一級建築士証 の交付を受けたことがない者</p>	<p>ハ 一級建築士であつて、建築士事務所(一級 建築士事務所)に所属する年度の翌年度の 開始の日から起算して三年を超えた日以 降に建築士事務所(一級建築士事務所)に 所属した者</p>	<p>遅滞なく</p>	<p>法第十條の二第二項第 一に規定する講習を修了 した日の属する年度の翌 年度の開始の日から起算 して三年以内</p>

2 前項の規定(表第二号及び第三号を除く)は、二級建築士について準用する。この場合において、
 同項中「一級建築士」とあるのは、「二級建築士」と読み替へるものとする。
 3 第一項の規定(表第二号及び第三号を除く)は、木造建築士について準用する。この場合におい
 て、同項中「一級建築士」とあるのは、「木造建築士」と読み替へるものとする。
 4 法第二十二條の二の規定により同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けなければならない建築
 士であつて、同条第一号に掲げる講習を受けた者は、同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けた
 ものとみなす。

5 法第二十二條の二の規定により同条第三号に掲げる講習を受けなければならない建築士(第四項に掲げる者を除く。)であつて、同条第二号に掲げる講習を受けた者は、同条第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。
 第二十條の四の次に次の一條を加える。
 (管理建築士の業務要件)
 第二十二條の五 法第二十四條第二項の国土交通省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の設計に関する業務
 - 二 建築物の工事監理に関する業務
 - 三 建築工事契約に関する事務に関する業務
 - 四 建築工事の指導監督に関する業務
 - 五 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
 - 六 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務
- 2 前項各号に掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

附則
 (施行期日)
 第一條 この省令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。
 (経過措置)
 第二條 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において一級建築士試験に合格しており、施行日において現に建築士事務所に所属している一級建築士及び施行日から平成二十四年三月三十一日までに建築士事務所へ所属した一級建築士で、一級建築士定期講習を受けたことがない者は、平成二十四年三月三十一日までに一級建築士定期講習を受けた者として準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「二級建築士」と読み替へるものとする。

- 3 第一項の規定は、施行日において木造建築士試験に合格している者について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「木造建築士」と読み替へるものとする。
- 4 前三項の場合において、第十七條の三十七第一項(表第二号及び第三号を除き、同条第二項及び同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

告 示

○厚生労働省告示第百八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

平成二十年七月十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産(当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであつて、この告示の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二條の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。)に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示の施行前の

2 処分制限期間が当該財産に係るこの告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。
 2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成十三年厚生労働省告示第百三十九号)は、廃止する。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
医療施設運営費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
中毒情報基盤整備事業費補助金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
医療関係者養成確保対策費等補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年
医療関係者研修費等補助金			店舗用のもの	三九年
臨床研修費等補助金			病院用のもの	三九年
地域診療情報連携推進費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停電所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金			公衆浴場用のもの	三一年
結核研究所補助金			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	三一年
政府開発援助結核研究所補助金			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二四年
疾病予防対策事業費等補助金			その他のもの	三八年
予防接種対策費補助金			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
予防疫種対策費等補助金			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
ハンセン病療養所費補助金			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八年
厚生労働科学研究費補助金			病院用のもの	三六年
難病等情報提供事業費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停電所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四年
移植対策事業費補助金			公衆浴場用のもの	三〇年
原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	三〇年
放射線影響研究所補助金			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二二年
老人保健事業推進費等補助金			その他のもの	三四年
医薬品等健康被害対策事業費補助金				
血液確保事業等補助金				
医療提供体制推進事業費補助金				
医療施設等設備整備費補助金				